

資 料 提 供	
令和 2 年 9 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (塗 師 木)
電 話	0857-26-7043

令和 2 年 9 月 定例 県議会 付議案

議案第 1 号 令和 2 年度 鳥取県 一般会計 補正 予算 (第 5 号)

議案第 2 号 同 鳥取県 天神川 流域 下水道 事業 会計 補正 予算 (第 1 号)

議案第 3 号 同 鳥取県 営病院 事業 会計 補正 予算 (第 4 号)

議案第 4 号 鳥取県 産和牛 の 保護 及び 振興 に関する 条例 (畜産 課)

県有種雄牛の遺伝資源が貴重な知的財産であること及び鳥取県産和牛の生産が県内畜産業の重要な一翼を担っていることに鑑み、県有種雄牛の遺伝資源の保護のための措置及び鳥取県産和牛の振興に関する計画について定めるとともに、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定、加工及び流通の高度化、販路拡大の促進等の措置を講じ、鳥取県産和牛に係る畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展を目指すものである。

(概 要)

① 県有種雄牛の遺伝資源の保護

ア 県は、県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付けるものとする。

イ 知事は、県有種雄牛のうちその遺伝資源を特に重要な知的財産として厳格に管理することを要するもの（以下「特定種畜」という。）を告示するものとする。

ウ 知事は、特定種畜の家畜人工授精用精液を利用させるときは、当該家畜人工授精用精液の所有権を県に留保すること等を定めた契約の締結その他特定種畜の遺伝資源を知的財産として保護するために必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、県有種雄牛の造成を計画的に進め、家畜人工授精用精液の安定的な供給を図るとともに、県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理を行うため、告訴、告発、差止請求その他の法的措置をとることを含め、必要な措置を講ずるものとする。

② 振興計画の策定

ア 知事は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「和牛産業」という。）の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるものとする。

イ 振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 県有種雄牛の遺伝資源の管理に関する事項

(イ) 鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の増頭その他の振興の成果に係る目標に関する事項

(ウ) 鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良に関する事項

(エ) 和牛産業の振興のための施策に関する事項

③ 県は、生産者の経営の安定並びに鳥取県産和牛の加工、流通の高度化及び販路拡大の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

[公布施行]

議案第 5号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

産業振興に資するため、法人県民税法人税割について引き続き 1.8%の超過課税を実施するものである。（資本金の額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,000万円以下の法人に対しては、1.0%（標準税率）の不均一課税を併せて実施する。）

（概要）

区 分		現 行	改正後
税率の特例期間		令和3年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	令和8年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割
特例期間中の税率	中小法人等	1.0%	1.0%（変更なし）
	中小法人等以外の法人	1.8%	1.8%（変更なし）

[公布施行]

議案第 6号 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

地方自治法施行令の一部が改正され、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責の基準が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[令和2年12月1日施行]

議案第 7号 鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（県民参画協働課）

県の一般財団法人鳥取県観光事業団に対する出資比率が減少し、当該法人が法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人ではなくなったため、鳥取県情報公開条例に基づき情報公開を行う全部出資法人から、一般財団法人鳥取県観光事業団を削るものである。

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（子育て王国課）

青少年が自らの裸体等を撮影させられた上でメール等によりその画像等を送らされる被害が発生していることに鑑み、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないものとする。
- ②有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売等をするを禁ずる規定について、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において当該行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用することを明示する。
- ③①に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする。

[令和3年1月1日施行 ほか]

議案第 9号 鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(会計指導課、道路企画課)

地方税法の一部が改正され、鳥取県税条例に規定する延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①鳥取県延滞金徴収条例の一部改正

当分の間、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、延滞金の利率を当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（上限 年7.3パーセントの割合））とする。

②鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正

当分の間、各年の延滞金特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合は、延滞金の利率を当該延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（上限 年7.25パーセントの割合））とする。

[令和3年1月1日施行]

議案第10号 工事請負契約（鳥取県立倉吉未来中心舞台機構設備改修工事）の締結について（文化政策課）

工 事 名：鳥取県立倉吉未来中心舞台機構設備改修工事

工 事 場 所：倉吉市駄経寺町

契約の相手方：株式会社サンケン・エンジニアリング大阪支店

契 約 金 額：693,000,000円

工事完成期限：令和3年11月15日

議案第11号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル）（補助））

の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル）（補助）

工 事 場 所：岩美郡岩美町大字牧谷

契約の相手方：国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル）（補助）

フジタ・美穂建設特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：1,683,440,000円

工事完成期限：令和4年4月28日

議案第12号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助））

の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助）

工 事 場 所：岩美郡岩美町大字牧谷から岩美郡岩美町大字浦富まで

契約の相手方：国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助）

オリエンタル白石・藤原組特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：574,750,000円

工事完成期限：令和4年4月28日

**議案第13号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助））
の締結について（道路建設課）**

工 事 名：国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助）
工 事 場 所：岩美郡岩美町大字浦富
契約の相手方：国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助）
富士ピー・エス・山陰建設特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：768,900,000円
工事完成期限：令和4年5月20日

議案第14号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地）について（畜産課）

相 手 方：鳥取市
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市河原町弓河内字兵円山 404 番 9	土 地	4.5 m ²

貸 付 期 間：令和2年10月9日から令和7年3月31日まで
無償貸付理由：住民へ緊急情報を瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム（Jアラート）の再送信局設備を設置する鳥取市に対して、設置の用に供する放牧場用地の一部を無償で貸し付けようとするものである。

議案第15号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金2,500,000円を和解の相手方に支払う。
医療過誤の概要：鳥取県立中央病院の医師が和解の相手方に対し、胸椎椎間板ヘルニア治療のためのヘルニア摘出手術を実施するに当たり、当該手術の結果生じる可能性がある障がいについての説明が十分でなかったため、手術をしない選択を行う機会が失われたものである。当該手術の結果、和解の相手方には両下肢麻痺の障がいが生じた。

**議案第16号 令和元年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分
及び令和元年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）**

議案第17号 令和元年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 令和元年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

事業名	年度	精算額（円）
厚生病院がん患者支援センター（仮称） 整備事業	H30～R元年度	12,936,240

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年8月26日専決）（県土総務課）

和解の相手方：岩美郡岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 121,200 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年5月25日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（道路作業車）で右折車線を走行中、左車線から車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年8月26日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 岡山県苫田郡鏡野町 個人

乙 岡山県美作市 企業

丙 岡山県津山市 個人

丁 岡山県津山市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 114,822 円を甲に、1,083,995 円を乙に、150,590 円を丙に、310,000 円を丁にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和2年2月5日、和解の相手方が、一般国道 179 号をそれぞれ小型乗用自動車、小型貨物自動車及び普通貨物自動車で行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、それぞれの車両が破損したものである。

報告第 3号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 6 項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和元年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和元年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 5号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（空港港湾課）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第 24 条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第 6号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか 30 法人

報告第 7号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか 30 法人

報告第 8号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 1 件